

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 租税条約に関する届出書・源泉徴収税額の還付請求書

源泉徴収の対象となる国内源泉所得の支払いを受ける非居住者等（以下、受領者）が、国内法に基づいて源泉徴収される所得税、復興特別所得税について、租税条約に基づき軽減・免除を受けることができる場合があります。

1. 租税条約に関する届出書の提出

提出時期	作成者	提出者	提出書類	提出場所
支払者が支払をする日の前日まで	受領者※1 (受領者のサイン)	受領者 (支払者経由)	租税条約に関する届出書※2	支払者の所轄税務署

※1：受領者の代理人が作成および提出される場合は「委任状（翻訳文含む）」が必要になります。

※2：特典制限条項を設けている国の租税条約の適用を受ける場合には「特典条項に関する付表」「居住者証明書」が必要になります。

<例>届出書の提出による具体例はつぎのとおりです。

支払者	受領者	所得区分	当初税率	減免後税率
日本法人	アメリカ居住者	使用料	20.42%	免税
日本法人	アメリカ居住者	配当	20.42% or 15.315%	10% or 5% or 免税
日本法人	イギリス居住者	人的役務提供事業の対価	20.42% or 15.315%	免税 or 減免適用なし

2. 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求

国内法に基づいて源泉徴収された所得税、復興特別所得税を支払った場合においても、後日、一定の手続きをすることで、軽減・免除後の額との差額について、還付を受けることができます。

提出期限	作成者	提出者	提出書類	提出場所
納付があった日から5年	受領者※3 (受領者のサイン)	受領者 (支払者経由)	①租税条約に関する届出書※2 ②租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書	支払者の所轄税務署

※3：上記※1に加え、委任状に記載されたサインについての「受領者のサイン証明書」が必要になります。

お見逃しなく！

- ① 還付金振込口座は、国内・国外を問いません。
- ② 会社の事業形態によっては、別途追加に必要な資料（外国法人の株主等の名簿 兼 相手国団体の構成員の名簿、出資関係図、Schedule K-1 等）があります。